

秋田県手話言語、点字等の普及等による円滑な

意思疎通の促進に関する条例

手話や点字等への理解を県全体で深め、誰もが不自由なくコミュニケーションを交わせる社会を目指す「秋田県手話言語、点字等の普及等による円滑な意思疎通の促進に関する条例」が平成29年4月1日より施行されております。



手話

耳が聞こえない、聞こえづらい方が、自分の意思を他人に伝えるため、手、体の動きや顔の表情によって表現する目で見える言語のこと。



要約筆記

耳が聞こえない、聞こえづらい方に、その場の音声情報などを文字にして伝える通訳のこと。



音訳

視覚に障害のある方に、文章や図などの情報を音声化して伝える手段のこと。



点字

視覚に障害のある方が触って読む、6つの点からなる文字のこと

条例で定めていること

1 手話を言語として認める

手話を言語、点字を文字として認め、手話教室などの取組を通じて県民に手話の普及啓発をしていきます。

また、手話だけでなく、様々なコミュニケーション手段について広めていく内容になっています。

2 支援者の育成

手話、要約筆記、点字、音訳など、障害のある方の様々なコミュニケーション手段を充実できるよう、支援者を育成します。



Q&A

条例についてのQ&A



条例がスタートしてどうなったの？



手話を言語、点字を文字として認め、障害のある方もない方も、互いに円滑な意思疎通ができるような社会を目指して、様々な取組を行っています。



どのような取組を行っているの？



聴覚障害への理解や手話を広めるために、県内の小学生、県民、企業向けに手話教室を開催し、手話の普及啓発をしています。
また、障害に応じたコミュニケーション手段の促進のため、手話通訳者、要約筆記者、点訳・音訳奉仕員などの養成を行っています。



私たちにできることはありますか？



条例では、障害の特性に応じた手話などに関する理解を深めることを求めています。
手話や要約筆記、筆談などのコミュニケーション手段を理解し、実践することが理解の促進につながります。

秋田県健康福祉部障害福祉課

電話：018-860-1332 FAX：018-860-3866

メール：Shoufuku@pref.akita.lg.jp